

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士野方寛の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、引用の判例（大正九年一月一日判決とあるのは、大正九年一二月一日判決の誤記と認める。）が、事案を異にし本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも上告適法の理由に当たらない（なお、被告人が、所論偽造にかかる福岡県立A高等学校長B名義のCの卒業証書を、同人と共謀のうえ、真正に成立したものととして、その父Dに提示した行為を、偽造公文書行使罪に当るものとした原審の判断は相当である。）。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年三月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	隅	健	一	郎
裁判官	入	江	俊	郎	
裁判官	長	部	謹	吾	
裁判官	松	田	二	郎	
裁判官	岩	田			誠